

事務連絡
平成29年11月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加について

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第174号。以下「施行令」という。）及び特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成29年内閣府令・経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。）が本年12月1日から施行されます。

この改正を受けて、特定商取引に関する法律を所管する消費者庁において、各都道府県の消費者行政担当部局に対して、別添「特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加について（依頼）」（平成29年11月29日消取引第428号消費者庁取引対策課長通知）のとおり、施行令及び施行規則の内容並びに各都道府県の衛生主管部局との連携について周知されているところです。

つきましては、貴部局においても、消費者行政担当部局と十分連携の上対応して頂くとともに、管内の医療機関に対して、周知をお願いします。

（本件担当）

厚生労働省医政局総務課

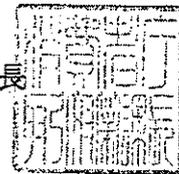
TEL：03-3595-2189

FAX：03-3501-2048

消 取 引 第 428 号
平成 29 年 11 月 29 日

各都道府県消費者行政担当部長 殿

消費者庁 取引対策課長



特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加について（依頼）

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 174 号。以下「施行令」という。）及び特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 29 年内閣府令・経済産業省令第 1 号。以下「施行規則」という。）が本年 12 月 1 日から施行されます。

今般、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の特定継続的役務提供に一定の美容医療契約が追加されますが、医療分野は医療法等による業規制の対象でもあります。

よって、当該追加された役務に係る対応につきましては、必要に応じて各都道府県の衛生主管部局と連携を図り、適切に対応いただきますようお願いいたします。また、かかる事情に鑑み、手厚い周知が必要と考えられることから、関連する医療団体に対し、【別紙】のとおり周知を行います。

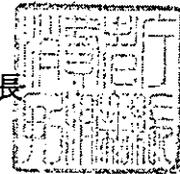
なお、各都道府県の衛生主管部局に対しては厚生労働省から別途連絡を行う予定となっております。

以上

消取引第 427 号
平成 29 年 11 月 29 日

公益社団法人日本医師会長様
公益社団法人日本歯科医師会長様
日本歯科医学会会長様
一般社団法人日本美容外科学会理事長様
一般社団法人日本美容外科学会理事長様
公益社団法人日本美容医療協会理事長様
一般社団法人日本美容皮膚科学会理事長様

消費者庁 取引対策課長



特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加について（依頼）

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 174 号。以下「施行令」という。）及び特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 29 年内閣府令・経済産業省令第 1 号。以下「施行規則」という。）が本年 12 月 1 日から施行され、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の特定継続的役務提供に一定の美容医療契約が追加されます。改正の主な内容は下記のとおりとなりますが、【参考資料】についても併せてご参照ください。

貴会におかれましては、当該改正について改めて会員に対してご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 特定継続的役務の追加指定（施行令別表第 4 関係）

- ・ 特定継続的役務として、「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及び治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令に定める方法によるものに限

る。)」を追加すること。

- ・ 上記の特定継続的役務提供の期間を1月とすること。
- ・ 契約の解除によって通常生ずる損害の額を5万円又は契約残額の100分の20に相当する額のいずれか低い額とすること。
- ・ 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を2万円とすること。

2. 施行令別表第4に規定する主務省令で定める方法の指定（施行規則第31条の4関連）

- ・ 施行令別表第4に規定する主務省令で定める方法として、①から⑤に掲げるものについて、それぞれ①から⑤に定めるものとすること。

①脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法

②にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

③皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤の使用又は糸の挿入による方法

④脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

⑤歯牙の漂白 歯牙の漂白剤の塗布による方法

3. 関連商品の追加指定（施行令別表第5関連）

- ・ 別表第4の2の項に掲げる特定継続的役務にあつては、①から④に掲げる商品に関連商品として指定すること。

①動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの

②化粧品

③マウスピース（歯牙の漂白のために用いられるものに限る。）及び歯牙の漂白剤

④医薬品及び医薬部外品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第2項の医薬部外品をいう。）であつて、美容を目的とするもの

【参考資料】

1. 美容医療契約の特定継続的役務提供への追加について
2. 特定継続的役務提供（美容医療分野）Q&A

以上